

令和8年度「学校教育事業助成」募集要項

趣 旨

当財団は、大阪府中央区内の教育・文化に関する事業を行い、学校教育並びに社会教育の育成と、地域文化の振興に寄与することを目的として設立された公益財団法人であり、学校教育活動並びに社会教育団体等が行う社会教育活動、生涯学習活動及び地域文化・まちづくり活動に助成を行っています。

助 成

1. 助成対象となる団体

大阪府内に所在する学校教育法第1条に規定する学校（私立学校を除く。）のうち、幼稚園、小学校及び中学校

2. 助成対象となる事業

大阪府中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業。ただし、事業実施に要する経費の全額を公費で負担すべき事業はこの限りでありません。なお、助成金交付基準第3条の規定に付記する参考事例は次のとおりです。

- （参考事例）
- ・地域の歴史、伝統、文化、産業等に関する調査・学習事業
 - ・上記の調査・学習によって作成した冊子等の発行事業
 - ・外国につながるのある児童生徒への日本語等指導事業
 - ・姉妹校交流事業
 - ・伝統芸能（文楽、能等）鑑賞事業
 - ・伝統芸能学習・発表事業
 - ・校内緑化等自然環境整備事業
 - ・クラブ活動に必要な用具・資材の購入・貸与事業
 - ・クラブ活動の地域交流事業（例：吹奏楽部が開催する地域コンサート）
 - ・クラブ活動等における全国大会等への参加事業
 - ・学校周年記念事業（10周年等特別に実施する周年事業に限る）

3. 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費（助成金を助成対象事業以外の目的に使用することとはできません。）

4. 助成の基準

1校園当たりの助成限度額は、校種毎に予算で定めますが、事業数は問いません。

5. 申請受付期間 **令和8年2月12日(木) ～ 2月27日(金)**

期日(2月27日)を過ぎて届いた申請は、無効とします。

6. 申請時提出書類

(1) 助成申請書

(2) 添付書類

事業計画書、収支予算書

実施予定の事業を紹介するパンフレット、新聞・雑誌の記事コピー等

＊提出いただいた「助成申請書」及び添付書類は一切返却いたしません。

7. 審査・選考

審査会において公正・公平に審査・選考を行い、理事会において最終的に助成先（校
園）及び助成金額を決定します。

選考の結果は、決定後すみやかに申請者（代表者）に文書で通知します。なお、選考
結果の理由等に関する問い合わせには一切応じられません。

8. 助成金の支給

6月下旬の初回支給以降、事業実施10日前の支給を基準に順次支給します。

9. 事業の実施報告

助成対象事業終了後20日以内に報告書を提出していただきます。この報告書がない場
合、助成金を返還していただきます。

提出書類は次のとおりです。

(1) 実施報告書

(2) 添付書類

事業報告書、収支決算書

支出を確認できる領収書の写し

助成対象事業の写真等事業実施状況を確認できる資料

＊提出いただいた「実施報告書」及び添付書類は一切返却いたしません。

10. 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

(1) 助成金を対象事業以外または対象経費以外に使用したとき

(2) 実施報告書を提出しなかったとき

(3) 助成した事業が中止、あるいは助成期間終了後、費消されていない助成金がある
とき

(4) 申請書、報告書及び添付書類に虚偽の記載があり、不適切であると認めたとき

11. 個人情報の取扱い

提供いただいた個人情報は、当財団の業務執行上必要な範囲に限定して利用します。

また、上記目的及び法令等の定める場合を除き、事前に申請者本人の同意を得ること
なく、個人情報を第三者に提供いたしません。

お問い合わせ先

公益財団法人 東教育財団

大阪市中央区南本町2丁目2-11 堺筋本町西尾ビル 6階

☎ 06-6262-7363

Fax 06-6227-8058

E-mail: higashikyoiiku@nifty.com